

## 税理士による無料税務相談

- 期日 2月18日(月)~22日(金)  
時間 午前9時30分~正午、午後1時~4時  
場所 セラトピア土岐・2階小ホール  
対象 次のいずれかに該当する方
- ①平成29年分の所得金額が300万円以下の方
  - ②平成30年分の消費税の基準期間の課税売上高が3000万円以下で、かつ①に該当する方
  - ③給与所得者および年金受給者の方

## 国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー」

作成した申告書などのデータは、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して自宅やオフィスなどから税務署に送信することができるほか、印刷して税務署に郵送などで提出することもできます。

スマートフォン専用の画面が利用できるようになりました。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

## 復興特別所得税の記載漏れにご注意を

2013(平成25)年分から2037年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を申告・納付することとされています。還付申告の方を含め、申告する方は「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。ご注意ください。

## 確定申告書の代わりに「確定申告のお知らせ」はがきを送付しています

申告相談にお越しの際は、申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください。

なお、手書き作成した申告書を提出された方などに対しては、確定申告書用紙を送付しています。



## 公的年金などの源泉徴収票の交付

「平成30年分公的年金等の源泉徴収票」が、厚生年金・国民年金の老齢年金を受給している方へ1月末日までに送付されます(障害年金・遺族年金は非課税のため送付されません)。

この源泉徴収票には、平成30年中の年金支払総額、社会保険料(介護保険料など)の金額、源泉徴収税額や控除内容が記載されています。確定申告をするときに必要なので大切に保管してください。

紛失するなど再交付が必要な方は、基礎年金番号が分かる物を用意して問い合わせください。

問 ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)

## 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

2020~2024年度までを計画期間とした第2期子ども・子育て支援事業計画の策定のため、地域での子ども・子育てに係るニーズの把握を目的とした調査を実施します。

無作為に抽出した2,000世帯(就学前児童のいる世帯1,000件、小学生のいる世帯1,000件)を対象に、調査票を1月下旬ごろに発送する予定です。皆さんのニーズに応えられるよう今後の子育て支援施策を検討していきますので、調査票が届いた方はご協力をお願いします。



問 子育て支援課 (内線161)